

小型船舶に対する安全キャンペーン

～小型船舶の安全確保に向けて～

No.11



【運輸部】



我が国周辺では、毎年2千隻近くの船舶事故が発生し、その7割以上が小型船舶によるものとなっています。沖縄総合事務局管内における平成30年的小型船舶事故は51件発生、うち5割強がプレジャーボート、3割強が漁船です。例年、特にゴールデンウイーク前から初秋にかけての事故が多発しているため、当局では、4月22日から8月30日までの間、とりわけ5月末までを集中実施期間として、平成19年度から引き続き、第十二管区海上保安本部、日本小型船舶検査機構沖縄支部などの協力を得て、漁協などの職員に対し関係者への指導や周知を依頼しています。また、小型船舶操縦者などに対し、漁港・マリーナなどでリーフレットを配布のうえ安全確保の周知・啓発活動を行っています。

- ☆発航前検査の確実な実施、小型船舶操縦者の遵守事項の徹底
- ☆船舶検査の適切な受検の確認、案内

- ③ 小型漁船において、原則、全ての漁労従事者に着用の義務を拡大（H30・2・1以降）
- ※ライフジackets着用が義務の場合は、船舶の用途、水域などに適合したタイプ別の桜マーク入り（国が安全基準適合を確認）のものであること。



☆ライフジacketsの適切な着用



パトロール活動

タイプ	使用可能な船舶
A	すべての小型船舶
D	陸岸から近い水域のみを航行する旅客船・漁船以外の小型船舶
F	陸岸から近い水域のみを航行する不沈性能、緊急エンジン停止スイッチ、ホーンを有した小型船舶(水上バイク等)でかつ旅客船・漁船以外のもの
G	湾内や湖川のみを航行する不沈性能、緊急エンジン停止スイッチ、ホーンを有した小型船舶(水上バイク等)でかつ旅客船・漁船以外のもの

- ・海岸から12海里を超えない水域のみで操業する小型漁船であつたとしても、漁業以外の目的（遊漁など）にも使用する場合、12海里以内でも船舶検査が必要であること
- ☆小型船舶操縦士免許の適切な受有の確認、案内

